

8月の各種相談

無料

相談内容	相談日時	会場	予約・間
法律（弁護士） 要予約	2・9・16・23日 午後1時30分～4時	市民相談室 (市役所1階生活課隣)	市民相談室 ☎535-2121 予約受け付け/月～金曜日 午前9時30分～正午、午後1時～4時45分
市政・一般（生活課相談員）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時30分～正午、午後1時～4時45分		問/福島行政監視行政相談センター ☎534-1101 問/県司法書士会福島支部 ☎529-7331 県公共嘱託登記士地家屋調査士協会県北支所 ☎531-0986
行政（行政相談委員）	1・15日 午前10時～正午	県社会保険労務士会	予約・間/県社会保険労務士会 ☎526-2270 ☎534-5432
登記（司法書士） 土地家屋調査（土地家屋調査士）	7・21日 午前10時～正午、午後1～3時	青少年センター	相談・問/すこやかテレホン ☎531-6332
年金・労働（社会保険労務士） 要予約	7・14・21・28日 午後1～5時	イズム37ビル4F (北五老内町7-5)	問/法テラスサポートダイヤル ☎0570-078-374
青少年や保護者の悩み・困りごと（電話相談）	月・金・土・日曜日 午後2～8時	県政相談コーナー	問/県政相談コーナー ☎521-4281
法的トラブルの相談(借金・離婚・相続など) 要予約	火・木曜日 午前10時～正午、午後1～3時	男女共同参画センター (本町2-6 ウィズもとまち内)	相談 ☎・☎/521-8331 問/福島行政監視行政相談センター ☎534-1101
交通事故	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～正午、午後1～4時	消費生活センター (本町2-6 ウィズもとまち内)	相談・問/消費生活センター ☎522-5999
行政（行政相談委員、来所・電話・ファクスで）	8・22日（第2・4木曜日） 午前10時～正午	申込・問/消費生活センター ☎522-7867	
消費生活（生活課消費生活相談員）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時	保健福祉センター（森合町10-1）	相談・問/権利擁護センター ☎533-3341
多重債務110番（生活課消費生活相談員）	8月18日(日) 午後1～4時	こども政策課こども家庭係	問/こども政策課こども家庭係 ☎525-3780
多重債務・消費生活法律相談(司法書士) 要予約	8月18日(日) 午後1～4時	問/県中央児童相談所 ☎536-4152	
成年後見制度や権利擁護全般に関する相談 配偶者などからの暴力・夫婦間の問題など(女性相談員) 育児不安・児童虐待・家庭内での悩みなど(家庭児童相談員)	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	福島合同庁舎5階 (霞町1-46)	問/県労働委員会事務局 ☎521-7594 ☎521-7596
子どもと家庭テレフォン相談	毎日(祝日を除く) 午前9時～午後8時	福島労働局雇用環境・均等室内 (霞町1-46 5階)	相談・問/総合労働相談コーナー ☎536-4600 ☎0800-8004611(労働者フリーダイヤル)
労使困りごと相談窓口	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	福島地方方法務局人権擁護課 (本内字南長割1-3)	みんなの人権110番 ☎0570-003-110 子どもの人権110番 ☎0120-007-110 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
労働局総合労働相談コーナー（解雇、労働条件、いじめ、嫌がらせ、セクハラ・マタハラなど労働問題に関する相談）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時30分	県国際交流協会 (舟場町2-1 2階)	県国際交流協会 ☎524-1316 ☎521-8308 Mail ask@worldvillage.org
職場のマタハラ、セクハラ、性差別、育児・介護休業など	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分		
人権なんでも相談	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分		
外国出身者のための無料相談窓口 (来所・電話・ファクス・メールで)	日本語・英語・中国語：火～土曜日 午前9時～午後5時15分 タガログ語・韓国語・ベトナム語・ポルトガル語：木曜日 午前10時～午後2時 (第4・5木曜日は要予約)		

震災関連相談

無料

相談窓口・相談内容	相談日時	予約・間・会場
◎原発事故損害賠償関係 <福島原子力補償相談室（東京電力）> 原子力損害賠償全般に関するお問い合わせ ・自主的避難などに関する事 ・住宅などの自主的除染に関する事 など	年中無休 午前9時～午後7時 (土・日曜日、祝日は午後5時まで)	☎0120-926-404
<原子力損害賠償・廃炉等支援機構> (個別相談会) 要予約	水・土曜日（祝日を除く） 午前10時～午後6時	予約専用フリーダイヤル ☎0120-330-540 コラッセふくしま5階 問/県弁護士会 ☎534-1211
<震災・原発無料電話相談>	月～金曜日（祝日を除く） 午後2～4時	問/県弁護士会 ☎533-7770
<原発事故被害者救済支援センター> (受付窓口)	月～金曜日（祝日を除く） 午前10時～午後3時	フリーダイヤル ☎0120-377-155
<原子力損害賠償紛争解決センター> ■電話受付	月～金曜日（祝日を除く） 午前10時～午後5時	市民会館503号室
■受付窓口	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時	フリーダイヤル ☎0120-380-883
◎ローン返済など <個人版私的整理ガイドライン運営委員会> (電話相談)	月～土曜日 午前9時～午後9時 (土曜日は午後5時まで)	フリーダイヤル ☎0120-078-309
◎震災法テラスダイヤル 二重ローン、原発被害の賠償請求、震災を原因とした法的問題 など	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝日を除く)	県産業復興相談センター ☎573-2561 ☎573-2566
◎中小企業者等の事業再開・再生の支援 <県産業復興相談センター>	月～金曜日 午前9時～午後6時 (祝日を除く)	同機構（郡山出張所） ☎024-935-7252

市政だよりは市のホームページでもご覧になれます。【ホームページアドレス】http://www.city.fukushima.fukushima.jp/
目の不自由な方のために、点字市政だよりと音声市政だよりを発行している他、市のホームページで声の市政だよりを聞くことができます。

時とき 会場場 内内容 講講師 対対象 定定員 料料金 持持参物 申申し込み方法 問問い合わせ ☎電話 📠ファクス

お盆の供物は川に流さないで

内河川環境を守るため、供物の専用収集容器を設置しますので、8月16・17日のそれぞれ午前8時30分までに供物を出してください。供物以外のごみや指定された容器設置場所以外の場所には出さないでください。また、火災防止のため線香などはきちんと消火してから出してください。

●容器の設置場所

中央▽松齡橋、天神橋、信夫橋、八木田橋、文知摺橋西側、松川橋北側、三本木橋西側

渡利▽松齡橋、天神橋

杉妻▽蓬萊橋西側、荒川橋（郷野目）

清水▽上松川橋北西側、新松川橋、川寒橋、森合緑地公園南側入口脇

東部▽旧文知摺橋跡、鎌田大橋

北信▽松川橋北側、鎌田大橋、八反田橋南側(国道4号鎌田)、幸橋南側（瀬上）

吉井田▽八木田橋

西▽荒川橋南東側（上名倉）、小富士橋南東側、さくら橋南東側、日ノ倉橋南側

信陵▽細柳橋（大笹生）

飯坂▽小川橋北側、十綱橋東側、新十綱橋、中十綱橋南西側、奥十綱橋南側

松川▽熊田橋南側、めがね橋南側、旧支所敷地東側、西長壇生協団地入口、八坂神社前、北峯ステーション、丸石バス停前、柴田商店脇（仏明内）、高鳥谷ステーション、旧金沢分校前、金谷川集会所前、水原神社前、そぞろ橋南西側、大門ステーション、沼袋跨道橋西側、旧上戸の内バス停脇、旧下川崎バス停、黒沼神社入口

吾妻▽支所駐車場北側、JA庭坂支店前東側、庭塚集会所前、庄野水防組合集会所前

※「〇〇側」と表示していない橋は、橋の両側に設置します。なお、来年度の供物収集は1日のみ実施となる予定です。当日以外は可燃ごみ扱いとなりますのでご協力をお願いします。

問環境課 ☎525-3742

問環境課 ☎525-3742

問環境課 ☎525-3742

問環境課 ☎525-3742

問環境課 ☎525-3742

問環境課 ☎525-3742

問環境課 ☎525-3742

問環境課 ☎525-3742

問環境課 ☎525-3742

問環境課 ☎525-3742

問環境課 ☎525-3742

問環境課 ☎525-3742

問環境課 ☎525-3742

問環境課 ☎525-3742

問環境課 ☎525-3742

問環境課 ☎525-3742

問環境課 ☎525-3742

問環境課 ☎525-3742

問環境課 ☎525-3742

問環境課 ☎525-3742

問環境課 ☎525-3742

問環境課 ☎525-3742

問環境課 ☎525-3742

問環境課 ☎525-3742

問環境課 ☎525-3742

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

内認知症の高齢者などが警察などの関係機関で保護された際に、早期に身元を特定できるように

吹矢教室（全2回）

時9月5・12日午後1時30分～3時30分 内吹き矢を通し、身体機能の回復と障がい者同士の親睦を図る。 講県スポーツウエルネス吹矢協会パーフェクト福島支部の佐藤貞徳さん

対市内に在住の身体障がい者15人（先着順） 料300円

持タオル、飲み物など 申8月5・16日に電話か、①住所②氏名③電話番号を明記の上、ファクスで

場問腰の浜会館（火曜日休館）
☎533-5261 ☎533-5262

「在宅介護慰労手当」の申請を受け付けます

寝たきり状態の方を在宅で常時介護している方に対し「在宅介護慰労手当」を支給します。支給対象と思われる方は、お問い合わせください。 ※平成30年度登録していた方には、書類を郵送しています。

申請受付期間/令和元年8月1～30日

対次の全てに該当する方

①本市に6カ月以上住所を有する20歳以上の方

②寝たきりまたは重度認知症の方（要介護者）と生計が同じ方

③平成30年8月1日～令和元年7月31日の間に、6カ月以上在宅で介護している方

※ただし、施設入所、入院、デイサービスなどを利用し、介護の手を離れた期間は含めない。

申長寿福祉課、障がい福祉課、各支所に備え付けの届け出書(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を明記の上、各窓口へ提出してください。

問要介護者が65歳以上の方

→長寿福祉課 ☎525-7656

要介護者が20歳以上65歳未満の方

→障がい福祉課 ☎525-3796

「QRコードシール」を交付しています。 対認知症高齢者のうち市内に住所を有する方」を介護している親族や支援者の方 料初回のQRコード交付費用は無料。追加でQRコードを希望する際は自己負担。 申長寿福祉課 ☎529-5064

社課、各支所、茂庭出張所。ケアマネジャーや地域包括支援センターの代行申請も可。 ※詳しくはお問い合わせください。 問長寿福祉課 ☎529-5064

中核市移行による効果をまとめました

内本市が中核市へ移行し1年が経過したことから、県から移譲された事務の実績や効果などをまとめた「中核市移行による効果検証報告」を作成しました。報告書は市ホームページ、市民情報室、各支所・学習センターでご覧いただけます。

問総務課 ☎535-1138

市政テレビ・ラジオ番組

※各放送局の事情により、時間は変更になる場合があります。

市政テレビ番組			市政ラジオ番組		
「食中毒にご注意を」			ラジオ福島 (145.8MHz) (90.8MHz)	土曜日 第1日曜日	午前8時55分～9時 午前9時10～15分
TUF	8月3日(出)	午前9時25分～	ふくしまFM (81.8MHz)	金曜日	午前8時35～55分の間に1分間
KFB	8月3日(出)	午前11時40分～	FMポコ (76.2MHz)	月～金曜日	午前7時7～14分 午後5時30～35分(再)
FCT	8月3日(出)	午前11時55分～	NHK第一 (132.3KHz)		随時放送
FTV	8月4日(日)	午後1時55分～			

※テレビ番組は翌月から6カ月間、市ホームページでもご覧いただけます。 (福島市 市政テレビ) 検索

福島市の人口 (R1.7.1) 計287,065人(-300) 男140,855人(-183) 女146,210人(-117) /世帯数124,698(-64)